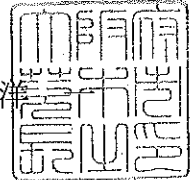


茨都第 567 号
令和 3 年 7 月 6 日

茨木市住居表示審議会 会長 様

茨木市長 福岡 洋



呼称に関する町名変更の手続きについて (諮問)

茨木市住居表示審議会規則 (茨木市規則第 68 号) 第 2 条の規定に基づき、
別紙「呼称に関する町名変更の手続き (案)」について、貴審議会の意見を求め
ます。

呼称に関する町名変更の手続き（案）について

呼称に関する町名変更の手続きについて、次のように定める。

<p>(1) 変更にあたっての基本的方針</p>	<p>①変更を希望する地域の自治会は、当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得て、地域の良好なコミュニティ形成を維持すること</p>	<p>②変更を希望する地域の自治会は、呼称変更が当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること</p>
<p>(2) 具体的な要件</p>	<p>変更を希望する自治会は、以下のすべての書類を市に提出する</p>	
	<p>○当該自治会及び連合自治会において、変更に関する合意形成の状況がわかるもの</p> <p>○当該地域の自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果</p>	<p>○町名に関する勉強会など、継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容</p>

◆これまでの経過

年月等	経過
令和元年6月、 9月茨木市議会	<p>【質問】</p> <p>○大字名では蔵垣内（くらがいち）、中河原（なかがわら）、真砂（まなご）と表記されているが、住居表示では、「くらかきうち」、「なかかはら」、「まさご」と表記されている</p> <p>○地名は、長い年月の間、育み親しんできたものであり、昔の呼び名に戻すべきであるとする</p> <p>【答弁】</p> <p>○地元の見解による変更を求められれば、地方自治法や住居表示に関する法律に基づき、手続きを進めていく</p>
令和2年3月	中河原町自治会より呼称を「ナカカハラ」ではなく愛着のある「ナカガワラ」に変更したいとの要望書の提出

◆呼称に関する町名変更の検討

町名変更に関する経緯

- 市街化の進展に伴い、市街地において住所の検索が容易となるよう、昭和39年より住居表示審議会委員会を開催し、関係法令に基づき、順次、住居表示を実施
- 近年、住居表示については、彩都地区など土地区画整理事業等による新市街地の拡大に伴い実施

町名変更の手続きについての検討

◎呼称（読み方）に関する町名変更については、その実績がないことから、その対応方針やルール等の手続きについて下記事項を踏まえて検討

(1) 呼称に関する町名変更を行う場合の検討事項

○懸案事項

- ・実施後、50年前後経過していることから、変更を行うことにより、地域に混乱をきたす可能性がある

○期待される効果

- ・地域住民に慣れ親しんだ呼称に変更することで、地域への愛着が育まれる
- ・地域の歴史・文化を学ぶ契機となり、地域主体のまちづくり・コミュニティ形成につながることも期待できる

(2) 他市事例

○川崎市、宇都宮市

- ・地域まちづくりの推進に寄与する観点から、地域に慣れ親しんだ呼称に変更
- ・地域に混乱をきたさず、地域の合意形成が図れるよう、自治会等が地域への周知や理解を得る取組を行うなどの要件を定めている

○名古屋市、北名古屋市

- ・地元要望により呼称変更

○金沢市

- ・コミュニティ再生事業として、地域の合意形成を要件に旧町名を復活

◆市の方向性

呼称に関する町名変更を行う場合の検討事項及び他市における事例を踏まえ、地域の合意形成が図れるのであれば、地域住民に愛着のある呼称に変更することにより地域主体のまちづくりやコミュニティ形成につながり、市にとっても公共性の高い取組となるとの認識から方向性を整理

呼称に関する町名変更の方向性

- ◎変更を行う地域の良好なコミュニティ形成に支障がなく、さらに、呼称に関する地域主体のまちづくり活動の実施など、地域コミュニティの活性化につながるよう実施する

◆呼称に関する町名変更の手続きについての対応方針(案)

◎呼称に関する町名変更の手続きについて以下の対応方針を進める

(1) 変更にあたっての基本的方針

- ①変更を希望する地域の自治会は、当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得て、地域の良好なコミュニティ形成を維持すること

- ②変更を希望する地域の自治会は、呼称変更が当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること

(2) 具体的な要件

○変更を希望する自治会は、以下のすべての書類を市に提出する

- ・当該自治会及び連合自治会において、変更に関する合意形成の状況がわかるもの
- ・当該地域の自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果
- ・町名に関する勉強会など、継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

◆スケジュール

令和3年7月6日	：第1回住居表示審議会 呼称に関する町名変更手続き
令和3年7月	：町名変更に関する事務取扱要領策定
令和3年11月～12月	：第2回住居表示審議会 町名（呼称）変更
令和4年3月	：議会議決
令和4年4月以降	：告示

（目的）

第1 この要領は、地域住民に愛着のある呼称を使用することにより、地域主体のまちづくりにつなげることを目的として実施する地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の規定に基づく町名変更の手續について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 町名変更 本市の区域内の町の呼称の変更をいう。

(2) 自治会及び連合自治会 本市に届出を行い、自治会長名簿及び茨木市自治会連合会名簿に記載のある団体をいう。

（町名変更の要件）

第3 市長は、次に掲げる要件を満たすもののうち、適切と認めたものについて、町名変更の手續を行う。

(1) 町名変更を希望する地域の自治会は、当該地域に混乱をきたさないよう、当該地域の住民等へ十分な周知を図り、理解と合意を得ること。

(2) 町名変更を希望する地域の自治会は、町名変更が当該地域主体のまちづくりの推進やコミュニティの活性化につながるような取組を継続的に実施すること。

2 町名変更を希望する自治会は、町名変更申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 当該自治会及び連合自治会において、町名変更に関する合意形成の状況がわかるもの

(2) 当該地域の自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果

(3) 町名に関する勉強会など、継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容

（住居表示審議会の開催）

第4 市長は、第3の規定による申請があったときは、必要に応じて調査を行うとともに、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）により設置された茨木市住居表示審議会に当該町名変更について諮問するものとする。

附 則

この要綱は、令和〇年〇月〇日から実施する。

年 月 日

（あて先）茨木市長

団体名
代表者名

町 名 変 更 申 請 書

町名変更について、次のとおり申請します。

1 変更内容

町名（漢字表記） _____

現在の呼称 _____

希望する呼称 _____

2 変更を希望する理由

3 添付書類

- (1) 自治会及び連合自治会において、変更に関する合意形成の状況がわかるもの
- (2) 自治会未加入者や事業者への周知に関する対応経過と対応結果
- (3) 継続的な地域主体のまちづくりの取組についての今後の取組内容